

熊市歯発第 100 号
令和3年10月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
会長 宮 本 格 尚

追加の会費減免処置のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会会務運営にご理解ご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会状況は刻一刻と変化しており、先生方におかれましては日々、感染予防を徹底しての日常臨床に努められていることと思います。

そのような中で、今夏には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により熊本市に「まん延防止等重点措置」が発令され、医療機関への診療控えもあり、来院患者数の減少などによる収入減少が続いている会員診療所もあることと思います。

一方、熊本市歯科医師会の今年度計画しておりました事業も昨年度に引き続き中止・延期などが相次いでいます。

つきましては、6月にお知らせしました会費減免処置を延長し、12月までとしたいと思っております。

今回も裏面のとおり、会員種別の状況に応じて、減免処置を行うこととします。
(第4種は一括入金のため返金、他の特殊事例は個別対応)

本会としましては、今後も社会情勢を考慮しつつ、会務運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度熊本市歯科医師会会費及び負担金の賦課徴収方法(追加減免)

科 目		年賦課額	賦課方法	徴 収 方 法	
会 費	正会員	第1種会員(1号会費)	<u>106,000</u>	12回	毎月 10,000円 <u>(6月～12月 8,000円)</u>
		第2種会員(2号会費)	<u>22,000</u>	12回	毎月 3,000円 <u>(6月～12月 1,000円)</u>
		終身会員A	0	0回	なし ※閉院している先生
		終身会員B(5号会費)	<u>28,000</u>	12回	毎月 3,500円 <u>(6月～12月 1,500円)</u> ※終身会員のみ、あるいは第2種 会員と診療している
		終身会員C(6号会費)	<u>1,500</u>	12回	毎月 300円 <u>(6月～12月 0円)</u> ※第1種会員が勤務している
		終身会員D(1号会費)	<u>106,000</u>	12回	毎月 10,000円 <u>(6月～12月 8,000円)</u> ※第3種会員・非会員歯科医師 が勤務している
	準会員	第3種会員(3号会費)	<u>5,000</u>	12回	毎月 1,000円 <u>(6月～12月 0円)</u>
		第4種会員(4号会費)	<u>74,000</u>	1回	4月・入会時 ※歯科併設の公私立病院
		第5種会員(1号会費)	<u>106,000</u>	12回	毎月 10,000円 <u>(6月～12月 8,000円)</u> ※第1種会員の分院

※80歳以上の終身会員は、会費の賦課を免除する。